

那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例が変わります

本市では、路上駐車の解消や道路交通の円滑化のため、昭和 60 年に「那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例」を制定し、駐車問題等の対策を進めています。駐車場法や標準駐車場条例等の関係法令等の改正が進んでいることから、近年の状況変化に対応するため、現状の実態把握調査を行い、駐車需要に応じて条例の見直しを行いました。

一部改正 自動車駐車場設置義務台数が緩和されます！

自動車駐車施設附置義務台数の見直し（基準の緩和）

対象地域	用途	改正前	改正後
商業地域 又は 近隣商業地域	百貨店・店舗	150㎡/台	150㎡/台
	特定用途※ ² (上記以外)	150㎡/台	200㎡/台
	非特定用途	300㎡/台	450㎡/台
周辺地区※ ¹	特定用途※ ²	150㎡/台	200㎡/台

一部改正 バイク駐輪場の設置義務が追加されます！

バイク駐車場附置の義務化

対象地域	用途	規模	台数
商業地域 又は 近隣商業地域	百貨店・店舗	1,000㎡を 超えるもの	1,000㎡/台
	特定用途※ ² (上記以外)	1,000㎡を 超えるもの	2,000㎡/台
周辺地区※ ¹	特定用途※ ²	2,000㎡を 超えるもの	2,000㎡/台

※1 周辺地区 市街化区域のうち商業地域及び近隣商業地域を除く区域

※2 特定用途 劇場、映画館、集会場、結婚式場、斎場、ホテル、飲食店、キャバレー、ナイトクラブ、バー、遊技場、ポーリング場、百貨店、店舗、事務所、病院、卸売市場、工場など

新規制定 自転車等駐車場の設置が義務化されます！

自転車等駐車場設置義務台数

対象地域	用途	規模	台数
指定区域※	百貨店・店舗	500㎡を 超えるもの	120㎡/台
	銀行・郵便局	500㎡を 超えるもの	150㎡/台
	ぱちんこ屋	200㎡を 超えるもの	90㎡/台
	専修学校・予備校	500㎡を 超えるもの	20㎡/台
	共同住宅	19戸を 超えるもの	20戸/台

※指定区域 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の市街化区域

施行予定日 令和 2 年 1 月 1 日

※条例の詳細は那覇市建築指導課 HP をご覧ください。

まちなみ共創部 建築指導課

TEL : 098-951-3244